# 第1章 大臣官房

# 第1節 国 会 関 係

# 1 平成26年中の国会状況

平成26年中には次の3国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会 期
第186回通常会	26. 1.24	26. 6.22	150日間
第187回臨時会	26. 9.29	26.11.21	54日間
第188回特別会	26.12.24	26.12.26	3日間

# 2 第186回国会(通常会)の総括

#### (1) 会 期

今国会は、1 月24日(金)に召集され、同日開会式を行った。会期は6 月22日(日)までの150日間であった。

# (2) 施政方針演説と主な議論

1月24日(金)に開会式が行われるとともに、(衆) (参)本会議において、安倍内閣総理大臣の施政方針 演説、岸田外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政 演説、甘利国務大臣の経済演説の政府四演説が行われ た。

安倍総理の施政方針演説では、「経済の好循環なくしてデフレ脱却はない」として成長戦略に力を入れる考えを示し、安保政策については憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について対応を検討するとの考えを表明した。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)で1月28日 (火)、29日(水)の2日間、(参)で1月29日(水)、30日(木)の2日間行われた。

農水省関係では、農山漁村の再生、米政策の見直し や農協改革等の農政改革、規制改革についての議論が 行われた。

#### (3) 平成25年度補正予算審議

平成25年度補正予算案(総額5兆4,654億円)については、1月24日(金)に提出された。

農水省関係では、農地中間管理機構関連や担い手への農地の集約、飼料用米をはじめとした水田フル活用

を含め、作業の効率化に必要な機械や施設の導入支援 などの予算を盛り込み、総額4,310億円となった。

平成25年度補正予算案は、2月4日(火)に(衆) 本会議で可決、6日(木)に(参)本会議で可決され、 成立した。

#### (4) 平成26年度予算審議

平成26年度総予算案(総額95兆8,823億円)については、1月24日(金)に提出された。

農水省関係では、担い手への農地集積・集約化、担い手の育成等による構造改革の推進、経営所得安定対策の見直し、農林水産物・食品の高付加価値化等の推進、輸出の促進、日本型直接支払の創設、新たな木材需要の創出と強い林業づくり、強い水産業づくりのための総合対策など2兆3.267億円が盛り込まれた。

平成26年度総予算は、2月28日(金)に(衆)本会議で可決され、(参)に送付された。(参)では3月20日(木)に(参)本会議で可決され成立した。

# (5) 法案審議

政府提出法案は、新規提出81本、継続4本があり、 うち新規提出では79本が成立(成立率97.5%)、継続 法案のうち3本が成立した。

## (6) 農林水産委員会

#### ア農水省提出法案

農水省からは5件(うち期限切れ法案1件)の法案を提出し、農水委で審議され、5件とも成立した。このうち、担い手経営安定法案、多面的機能法案、地理的表示法案の3件は本会議で趣説・質疑が行われた(地理的表示法案は(衆)のみ)。担い手経営安定法案及び多面的機能法案については、農水省所管法案として初めての重要広範議案と位置づけられ、本会議及び農水委において対総理質疑が行われた。

森林保険法案は、2月28日(金)に国会に提出され、3月18日(火)に(衆)農水委で提説、26日(水)に質疑・採決を行い可決し、27日(木)の(衆)本会議で可決された。(参)では4月3日(木)に提説、8日(火)に質疑・採決を行い可決し、9日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

農政改革関連2法案(担い手経営安定法案、多面

的機能法案)は、3月7日(金)に国会に提出され、3月27日(木)に(衆)本会議で趣説・質疑が行われた。4月1日(火)に(衆)農水委で提説が行われた後、対政府質疑、参考人質疑、地方公聴会、対総理質疑が行われた。4月23日(水)の質疑終局後、(自)(維)(公)が共同提出した担い手経営安定法案に対する修正案及び両原案の採決を行い可決し、25日(金)の(衆)本会議で可決された。

(参)では、5月14日(水)の(参)本会議で趣説・質疑が行われた。15日(木)に(参)農水委で提説が行われた後、対政府質疑、参考人質疑、地方公聴会、対総理質疑が行われた。6月12日(木)に質疑終局・採決を行い可決し、13日(金)の(参)本会議で両案は可決され成立となった。

特定農産加工法案 (期限切れ法案、(参) 先議) は、3月13日 (木) に国会に提出され、25日 (火) に (参) 農水委で提説、27日 (木) に質疑・採決を行い可決し、28日 (金) の (参) 本会議で可決された。(衆)では5月27日 (火) に (衆) 農水委において提説、6月4日 (水) に質疑・採決を行い可決し、5日 (木)の (衆) 本会議で可決され成立となった。

地理的表示法案は、4月25日(金)に国会に提出され、5月13日(火)に(衆)本会議で趣説・質疑が行われた。14日(水)に(衆)農水委で提説、21日(水)に質疑・採決を行い可決し、22日(木)の(衆)本会議で可決された。

(参)では6月12日(木)に(参)農水委で提説、 17日(火)に質疑・採決を行い可決し、18日(水)の(参)本会議で可決され成立となった。

# イ 議員提出法案の動き

今国会では、養豚農業振興法案、花き農業振興法 案、内水面漁業振興法案が委員長提案で提出され、 3件とも成立した。

第183回国会(通常会)に提出された農業者戸別所得補償法案及び今国会提出のふるさと維持支払関連3法案が、閣法の農政改革関連2法案とともに(衆)農水委において審議され、採決の結果、否決された。

第183回国会(通常会)からの継続法案として(民)他から提出されていた国有林野事業職員関係2法案は(衆)農水委に付託されたが、審議されることなく継続となった。

なお、TPPなど通商交渉の情報開示を促す内容のTPP情報公開法案が(民)他から提出され(衆)内閣委に付託されたが、審議されることなく継続となった。

# 3 第187回国会(臨時会)の総括

## (1) 会期

今国会は、9月29日(月)に召集され、同日開会式を行った。会期は11月30日(日)までの63日間であったが、11月21日(金)の(衆)解散により、54日間となった。

## (2) 所信表明演説と主な議論

9月29日(月)に開会式が行われるとともに、(衆) (参)本会議において、安倍総理の所信表明演説が行われた。

安倍総理の所信表明演説では、直前に噴火した御岳山や広島県の土砂災害に触れて災害に強い国づくりへの協力を訴えるとともに、「地方創生」と「女性活躍」に向けた決意を表明した。

所信表面演説に対する代表質問は、(衆)で9月30日(火)、10月1日(水)の2日間、(参)で10月1日(水)、2日(木)の2日間行われた。農水省関係では、米政策の見直しや米価下落問題、株式会社による農地取得など農業分野の規制改革などについて議論が行われた。

#### (3) 予算委員会と主な議論

今国会では、補正予算案が提出されておらず、予算 案に対する審議は行われなかったが、全大臣出席の予 算委((衆) 基本的質疑、(参) 総括質疑)が(衆)(参) それぞれ2日間開催された。

臨時国会前の9月3日(水)に組閣が行われ、17人中12人の閣僚が交替したが、交替した閣僚の「政治とカネ」に関する問題を追求する質疑に多くの時間が費やされた。

# (4) 法案審議

政府提出法案は、新規提出32本、継続1本があり、 閣僚の「政治とカネ」の問題や(衆)解散の流れから 法案審議が停滞し、新規提出では22本が成立(成立率 68.8%)、継続法案1本が成立した。

## (5) 農林水産委員会

#### ア 議員提出法案の動き

今国会では、農水委への農水省提出法案はなく、 委員長提案法案として、鳥獣被害防止特措法案、サンゴ密漁関連2法案が提出され、すべて成立した。

また、第183回国会(通常会)に(民)他から提出された国有林野事業職員関係2法案が(衆)農水委に付託されたが、今国会で(民)から提出された戸別所得補償法案と共に審議入りに至らず、(衆)解散に伴い廃案となった。

# イ 条約

今国会では、(衆) 外務委((参) 外防委) において日豪 EPA 協定が審議されたが、当該協定に係る農水委決議との関係等について審議するため、(衆) (参) 農水委において(衆) 外務委((参) 外防委)との連合審査がが行われた。

#### (6) (衆)解散

安倍総理は、12月上旬には消費税率を翌年10月に10%に引き上げるかどうかを判断する必要があり、11月21日(金)に(衆)解散を行った。総選挙においては、消費税の増税を18ヶ月延期して平成27年4月に実施すること、政府・与党が進めてきた経済政策、成長戦略を継続していくことの是非を国民に問うとの方針が強調された。

# 4 第188回国会(特別会)の総括

## (1) 会期

今国会は、12月24日(水)に召集され、26日(金)までの3日間であった。今国会は、首班指名等を行ったのみで閉会となった。

## (2) 首班指名及び組閣

12月24日(水)の(衆)(参)本会議における首班 指名では、安倍晋三君が第97代内閣総理大臣に指名さ れた。同日、組閣が行われ、農林水産大臣には、西川 公也議員が任命された。また、25日(木)には、あべ 俊子議員及び小泉昭男議員が副大臣に、佐藤英道議員 及び中川郁子議員が大臣政務官に任命された。

# 第2節 報道発表等

# 1 報道発表等

農林水産行政施策等について、随時、報道発表を行った。

主なものは次のとおりである。

- (1) 閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見等
- (2) 農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農 林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策
- (3) 各種審議会、国際会議、主要会議、シンポジウム 等の概要
- (4) 水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養 頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及 び農林水産施策に関する資料を公表

## 2 農林水産省後援等名義使用承認

農林水産省後援等名義の使用は、農林水産業の発展 を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様 に他省庁、都道府県、各種団体等が主催する諸行事(農林水産祭参加行事を含む。)の後援・協賛等582件の名義使用承認を行った。

# 第3節 農林水産祭

# 1 農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与

#### (1) 農産等6部門

第53回農林水産祭参加表彰行事(平成25年8月1日から平成26年7月31日までの間)として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は301行事であり、交付した農林水産大臣賞は509点であった。

農林水産大臣賞受賞509点のうち、農産、園芸、畜産、 蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なも のに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、 内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与 が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会(会長:鈴木和夫氏)において行われた。

#### (2) むらづくり部門

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林 水産大臣賞に決定された16事例について、農林水産大 臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会等から天皇 杯等三賞の候補として推薦のあった8点の中から、農 林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なもの について天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大 臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

#### (3) 輝く女性特別賞

上記(1)及び(2)において表彰された出品財のうち女性 の活躍が著しい1点について、農林水産祭中央審査委 員会の選考により輝く女性特別賞が授与された。

# 2 農林水産祭式典等

# (1) 農林水産祭式典

農林水産祭式典は、勤労感謝の日の平成26年11月23日(日)11時40分から明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者、中央・地方農林水産関係者など約800人が出席して開催され、まず、小泉昭男農林水産副大臣の挨拶、次に農林水産祭中央審査委員会会長鈴木和夫氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後、林良博(公財)日本農林漁業振興会会長から天皇杯及び日本農林漁業振興会会長賞、小泉昭男農林水産副大臣から内閣総理大臣賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農 林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発 展を願う「収穫感謝」が行われた。

#### (2) 天皇皇后両陛下拝謁及び業績説明

平成27年1月21日(水)14時30分に7部門の天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行う予定だったが、天皇陛下にはお風邪のご症状がおありになるため、拝謁及び業績説明の公式行事はお取りやめになった。

しかし、天皇陛下の御配慮により、皇后陛下がお出ま しになられ、天皇陛下のお言葉をお伝えいただくとと もに、受賞者から業績の説明を受けられた。

## (3) 実りのフェスティバル

第53回実りのフェスティバルは、平成26年10月31日 (金)から11月1日(土)の2日間、サンシャインシティワールドインポートマートビル(東京都豊島区)において開催され、初日には、秋篠宮同妃両殿下に御視察をいただいた。 会場の天皇杯コーナーでは、天皇杯受賞者の業績を紹介し、また、政府特別展示においては、和の文化の良さを紹介する『「和」の空間でおもてなし』や、農業で活躍する女性を応援する『農業女子プロジェクト』などを御覧いただいた。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、各都道府県独自の農林水産技術や特徴ある農林水産物について、パネル、実物等で紹介し、消費者の農林水産業への理解を深めた。

また、38都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の 展示・即売及び16の農林水産関係団体による農林水産 業・食料についての啓発展示等が行われた。

更に、「ポニーの体験乗馬」「ジャンボうさぎの展示」 等の多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、9道県・1団体から提供された農林水産物を、東京都社会福祉協議会東京善意銀行を通じて、都内の福祉施設に贈呈した。

開催2日間の来場者は、約41,000人であった。

# I 平成26年度(第53回)農林水産祭天皇杯等受賞者一覧

# 1. 天皇杯

Γ.	1			
部門	出品財	Ž	堂 者	表彰行事
HAI 1	ЩПЛ	住 所	氏 名 等	女4911 4
農産	経 (麦)	愛知県西尾市	ぉ の だ ゆうじ 小野田 祐二* ぉ の だ みちぇ 小野田 倫恵*	全国麦作共励会
園芸	経 営 (日本なし他)	広島県世羅郡 世羅町	農事組合法人 せ ら こうすい 世羅幸水農園 はら だ おさむ (代表 原田 修)	第43回日本農業賞
畜 産	経営(肉用牛)	茨城県常総市	e k j D D S * 佐藤 宏弥* e k b j D S E 佐藤 博子*	平成25年度全国 優良畜産経営管 理技術発表会
蚕 糸 ・ 地域特産	経 営 (生糸)	あんなか し 群馬県安中市	<sup>うすいせいし</sup> 碓氷製糸農業協同組合 たかむら いくゃ (代表 高村 育也)	第2回蚕糸絹業 提携確立技術・ 経営コンクール
林産	経 営 (林業)	岐阜県郡上市	*************************************	全国林業経営推奨行事
水産	産物(水産加工品)	鹿児島県 っくれ 阿久根市	株式会社	鹿児島県漁業振 興大会第47回水 産物品評会
むらづくり	むらづくり活動	青森県弘前市	じとく 自得地区環境保全会 <sup>ふじた みつお</sup> (代表 藤田 光男)	第36回豊かな むらづくり全国 表彰事業

(注)氏名等の欄に\*を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。

# 2. 内閣総理大臣賞

<b>₩</b>	111	受	受 賞 者		
部門	出品財	住 所	氏 名 等	表彰行事	
農産	経 営 (水稲他)	<sup>はくさん し</sup> 石川県白山市	株式会社 六星 かるべ ひでとし (代表 輕部 英俊)	平成25年度全国 優良経営体表彰	
園 芸	技術・ほ場 (花き)	宮崎県東諸県郡 参やちよう 綾町	有限会社 綾園芸 (代表 草野 修一)	平成25年度宮崎 県花き共進会	
畜 産	経 営 (採卵鶏)	山梨県甲斐市	農業生産法人 くろなり 黒富士農場 地ごラやま しげのり (代表 向山 茂徳)	第43回日本農業	
蚕 糸 ・ 地域特産	産 物 (茶)	佐賀県嬉野市	みね こういち 三根 <b>孝一*</b> みね ゆきこ 三根 由紀子*	第67回全国茶品評会	
林産	産 物 (木材)	。 岡山県真庭市	*** の 牧野木材工業 株式会社 *** *** **	第41回JAS製材 品普及推進展示 会	
水産	産物(水産加工品)	兵庫県相生市	株式会社 マルト水産 (代表 ト部 悟)	第24回全国水産 加工品総合品質 審査会	
むらづくり	むらづくり活動	宮崎県児湯郡 <sup>たかなべちよう</sup> 高鍋町	でめがおか 染ケ岡地区 環境保全協議会 はLもと しげみ (代表 橋本 重美)	第36回豊かな むらづくり全国 表彰事業	

(注)氏名等の欄に\*を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。

# 3. 日本農林漁業振興会会長賞

<b></b>		受	之賞 者	+ **//- +
部門	出品財	住 所	氏 名 等	- 表彰行事
農産	経 営 (水稲•麦類• 大豆他)	<sup>かなざわ し</sup> 石川県金沢市	い むら しん じ ろう 井村 辰二郎	平成25年度全国 優良経営体表彰
園 芸	経 営 (有機野菜)	北海道石狩郡 LALO 2 15 新篠津村	おおつか ひろ e 大塚 裕樹* おおつか さなえ 大塚 早苗*	第43回日本農業賞
園芸	生 活 (野菜他)	熊本県熊本市	tičs つかさ 間 司* はざま すみこ 間 澄子*	平成25年度熊本 県農業コンクー
畜 産	経 営 (酪農)	<sup>たきざわし</sup> 岩手県滝沢市	すずき みのる 鈴木 稔	第31回全農酪農 経営体験発表会
蚕 糸 ・ 地域特産	産 物 (茶)	鹿児島県 みなみきゆうしゆう し 南 九州市	農事組合法人 <sup> </sup>	平成25年度鹿児 島県茶品評会
林産	経 営 (きのこ類)	大分県玖珠郡 この えまち 九 重町	有限会社 やまなみきのこ産業 <sup>きかもと けん じ</sup> (代表 坂本 憲治)	第63回全国農業コンクール
水産	技術・ほ場 (養殖)	佐賀県佐賀市	佐賀県有明海 佐賀県有明海 漁業協同組合 広江支所青年部 広江支所青年部 (代表 中島 祐介)	第64回浅海増殖 研究発表全国大 会
むらづくり	むらづくり活動	岐阜県郡上市	がなり 宮地集落 たぐち しげま (代表 田口 重男)	第36回豊かな むらづくり全国 表彰事業

(注)氏名等の欄に\*を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。

# 4. 輝く女性特別賞

部門	出品財	受 賞 者		丰兴行市
口口口	[1] 印列	住 所	氏 名 等	表彰行事
園芸	経営(有機野菜)	れ海道石狩郡 しんしのつむら 新篠津村	************************************	第43回日本農業賞

- (注)氏名等の欄に\*を付したものは、夫婦連名で表彰するものである。
- (注) 当該受賞者は、今年度の園芸部門の日本農林漁業振興会会長賞を受賞。

# Ⅱ 農林水産祭むらづくり部門(第36回豊かなむらづくり全国表彰事業)農林水産大臣賞受賞者団体

No.	ブロック	農林水産大臣賞受賞者名	所在地	天皇杯等三賞
1		自得地区環境保全会	青森県弘前市	天皇杯
2	東北ブロック	u chiffup 9 5 6 〈 一霞集落	山形県鶴岡市	
3		にしあいづ健康ミネラル野菜普及会	福島県耶麻郡西会津町	
4		NPO法人太平山南山麓友の会	栃木県栃木市	
5	関東ブロック	平林活性化組合	山梨県南巨摩郡富士川町	
6		************************************	静岡県島田市	
7	北陸ブロック	鈍拧ふるさとづくり協議会	石川県七尾市	
8	東海ブロック	<b>宮地集落</b>	岐阜県郡上市	日本農林漁業振興会会長賞
9	近畿ブロック	生田地域活性協議会	兵庫県淡路市	
10	足蔵ノ ロック	ともぶち地域活性化実行委員会	和歌山県紀の川市	
11	岡田田田	東條地域農業集団	香川県小豆郡小豆島町	
12	ブロック	新宮あじさいグループ	愛媛県四国中央市	
13		大浦地区振興会	熊本県天草市	
14	九州ブロック	まずがあり、〈からまざませんまさえまかい 染ケ岡地区環境保全協議会	宮崎県児湯郡高鍋町	内閣総理大臣賞
15		高山地区公民館	鹿児島県日置市	
16	北海道 ・沖縄ブ ロック	西神楽工コ農村共生対流推進協議会	北海道旭川市	

# 第4節 栄 典 関 係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び 褒章を授与された者は次のとおりである。

# 1 春 秋 叙 勲

ア 平成26年4月29日 (86名)

旭日中綬章 (3名)

旭日小綬章 (9名)

旭日双光章(13名)

旭日単光章 (30名)

瑞宝重光章(1名)

瑞宝中綬章(12名)

瑞宝小綬章(15名)

瑞宝単光章 (3名)

イ 平成26年11月3日(94名)

旭日重光章(1名)

旭日中綬章(2名)

旭日小綬章(4名)

旭日双光章 (31名)

旭日単光章 (23名)

瑞宝中綬章(8名)

瑞宝小綬章 (16名)

瑞宝双光章 (2名)

瑞宝単光章 (7名)

# 2 春 秋 褒 章

ア 平成26年4月29日 (36名)

黄綬褒章 (21名)

藍綬褒章(15名)

イ 平成26年11月3日 (30名)

黄綬褒章(22名)

藍綬褒章(8名)

# 第5節 検 査

## 1 検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の系統組織、農林漁業信用保証団体、農業・漁業共済団体、漁船保険団体、土地改良区、中央卸売市場の卸売業者、商品先物取引業者等の農林漁業に関係する検査対象者は、農林水産物の生産・流通や農林漁業者の生活の向上等の面で大きな役割を果たしており、農林漁業が持

続的に発展していくためには、これら検査対象者の健 全な経営・運営を確保することが不可欠である。

このため、行政検査においては、これら検査対象者に対して法令に基づく立入検査を実施し、経営、業務運営等が適切に行われているかを検証し、問題があればそれを指摘して改善取組の促進を図ることにより、利用者、組合員等の利便性の確保につなげることとしている。

また、検査に当たっては、法令等の遵守状況(合法性)、事業目的への合致状況(合目的性)及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性(合理性)の観点を、全ての検査対象者に共通する視点として検証を行っている。

さらに、信用事業を行う農漁協系統組織の一部について、金融庁との共同検査又は3者要請検査(単位農業協同組合を所管する都道府県の要請を受けて、都道府県及び金融庁と共同で行う検査)を実施し、商品先物取引業者等について、経済産業省との合同検査を実施するなど、関係省庁と連携を図っているところである。

このように、検証の視点を明確にするとともに、指 導部局とも緊密に連携しつつ、検査対象者の経営の健 全性や業務運営の適正性の確保に資する検査を実施し ている。

#### 2 平成26年度の検査方針

平成26年度の検査は、次のような方針により、効率 的かつ効果的に実施した。

#### ア 検査周期

原則として1~5年に1回の検査周期で、過去の 検査結果、その他検査対象者に対する検査計画、検 査担当職員の体制等の諸事情を考慮しつつ(協同組 合系統組織及び農業・漁業共済団体については、毎 年1回の検査を常例としつつ、当該諸事情を考慮し た上で)、実施する。

なお、東日本大震災の被災地域に所在する被検査 団体については、受検体制の整備状況を勘案し、検 査周期等について特段の配慮を払う。

イ 検査実施に当たっての留意事項

検査に当たっては、以下の事項に留意する。

- (ア) 法令等遵守態勢の確立、不正・不祥事件等(役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為、機微情報・個人情報の漏えい等)の再発防止、財務状況の健全性の確保について重点的な検査の実施
- (イ) 重要なリスクに焦点を当て、社会的影響の大きい検査対象者、事業運営面で改善の必要性が高い

と認められる対象者等に対する重点的な検査の実 施

- (ウ) 検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じたガバナンスの不備・欠陥やリスク管理上の問題点の 検証の重点化、検査対象者との双方向の議論の実施
- (エ) 都道府県からの要請・連携検査の実施要請は最大限受け入れ(特に農協系統組織の信用事業実施組合にかかる3者要請検査については優先的に実施)
- (オ) 検査対象者からの提出資料の削減、総代会等の 開催日等に配慮した日程の決定など検査対象者の 負担軽減
- ウ 検査重点項目

検査に当たっては、以下を重点項目とする。

- (ア) 経営管理態勢(又は業務運営態勢)の整備状況 の検証
- (イ) 法令等遵守態勢の整備状況の検証
- (ウ) 利用者保護等管理態勢の整備状況の検証
- (エ) 財務管理態勢 (資産管理態勢) の整備状況の検 証

## 3 検査能力の向上

検査方針に則して的確な立入検査を実施するため、 検査担当職員、都道府県検査担当職員等に対する研修 を実施することにより、検査技術等の向上に努めた。

ア 検査職員合同研修

初任者研修 (基礎共通コース)	5日間	190名
初任者研修 (発展コース)	5日間	109名
資産査定研修	4日間	91名
中堅総合研修	4日間	73名
アップ・トゥ・デイト研修	3日間	51名
卸売市場検査職員研修	3日間	37名
農業共済組合等検査職員研修	3日間	43名
土地改良区等検査職員研修	5日間	44名
金融商品・会計研修	5日間	28名
検査等能力養成研修		
実務研修		9名
インターン研修		2名

ウ 通信教育コース研修

イ

簿記2級コース

簿記3級コース

ファイナンシャル・プランナー3級コース

信用事業基本コース

キャッシュフロー入門コース

基本情報技術者コース

など、全25コース

延べ 62名

工 検査部内研修

検査責任者研修

資産査定模擬演習

検査結果とりまとめ表作成研修

確認表作成・検査報告書修正事例研修

検査評定事例研修

など、全28研修

延べ 1,448名

# 4 検査の実績等

26年度の立入検査における主な指摘事項はア~オに掲げるとおりであり、検査実績は表1のとおりである。

- ア 経営管理態勢面での問題点
- イ 法令等遵守態勢面での問題点
- ウ 利用者保護等管理態勢面での問題点
- エ 財務管理態勢 (資産管理態勢) 面での問題点
- オ 事務リスク管理態勢面での問題点

表 1 検査実績

	対象 機関数	検査	<b></b> 生実施数	延日数	延 人日数
			うち農政 局実施		
農業協同組合連合会等	168	53	46	756	5,130
(2者要請検査) (3者要請検査)	_ _	11 21	11 20	143 278	741 1,358
森林組合連合会	47	16	_	192	731
水産業協同組合 連合会等	86	27	-	362	1,586
農業信用基金 協会	47	15	15	144	502
漁業信用基金 協会	42	14	_	95	271
農業共済組合 連合会	30	12	-	124	470
漁業共済組合等	21	7	_	70	180
漁船保険組合等	46	17	_	162	356
土地改良区等	4,919	78	76	545	1,638
中央卸売市場 卸売業者等	172	59	46	533	1,861
商品先物取引 業者等	63	11	2	336	1,187
合計	5,641	309	1	3,319	
(要請検査合計)	_	32	31	421	2,099

- ※1 要請検査は、都道府県からの要請を受けて行う検査 であるため、外数としている。また、対象機関数は 集計していない。
- ※2 土地改良区等の対象機関数は、都道府県による検査 実施対象の土地改良区等(都道府県の区域以下の土 地改良区等で、国直轄及び国営事業等関連のもの以 外のもの)を含む。なお、連合会、国直轄及び国営 事業等関連の土地改良区等の対象機関数は762、検 査実施数は67であり、それぞれ上表の数字の内数で ある。

※3 上記のほか、連携検査等10件がある。

# 第6節 情報の受発信

# 1 ホームページ等

ホームページ、メールマガジン及びフェイスブック については、省の代表的な情報受発信手段の一つとし て位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、利用者の立場で分かりやすいコンテンツ作成に努めるとともに、更なる利便性の向上に資するため、新たな CMS (コンテンツマネジメントシステム)を選定し、導入した。

なお、平成26年度の省のホームページにおけるトップページアクセス件数は、523万件であった。(参考: 平成25年度トップページアクセス件数、531万件)

農林水産省が発行しているメールマガジンのうち、「農林水産省メールマガジン」は、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、毎週金曜日に合計51回発行した。平成26年度末において、農林水産省発行のメールマガジンは65誌、読者は述べ29万9千人となった。(参考:平成25年度末時点の発行数は61誌、読者は延べ26万3千人)

上記の取り組みに加え、ホームページ等への誘導を図るため、インターネットを中心とした新メディアの活用について検討し、これまで農林水産業等に関心のなかった層に対する訴求を目的として、平成24年10月22日からフェイスブック運営を開始し、以後、週に3回(月曜、水曜、金曜)の頻度で記事を投稿し、農山漁村の風景や作業風景、食にまつわることなどを紹介している。

#### 2 定期刊行物等

#### (1) 農林水産省広報誌「aff(あふ)」

農林水産省広報誌「aff」は、主たる読者層を消費者として、農林水産業における先駆的な取り組みや農山漁村の魅力、食卓や消費の現状などを掲載した。毎月20,000部発行し、全国の消費者団体、食育関係者、公立図書館、自治体、大学、報道機関等に配布するとともに、毎月省のホームページにも掲載した。

また、誌面内容の企画、改善のため、毎月読者アンケートを同封し、読者の反応や意見・感想の把握を行った。

また、前年度に引き続き、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの農林水産業の復旧・復興に向

けて具体的取組事例を連載した。

#### (2) 子ども霞が関見学デー

「子ども霞が関見学デー」は、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めることを目的として、平成12年度から毎年開催している。

平成26年度は、8月6日、7日に開催し、2日間の 来場者数(引率者含む)は、4.771人であった。

#### 3 内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室において、政府の施策等について、 国民からの理解と協力を得ることを目的として、各種 媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対 する意見・要望を把握するため、国政モニターによる 広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

平成26年度に行った当省関係の政府広報の主なものは次のとおりである。

#### (1) ラ ジ オ

「Weekly ニッポン !!」

TOKYO FM 每週土曜日7:40~7:55他38局

(番組パーソナリティの井門宗之さんが毎回、生活に密着したトークをゲストと繰り広げ、暮らしに必要な情報をお届けします。)

○みつけよう!今、元気なムラの取組等5件

#### (2) 新聞(突き出し広告)

○地球温暖化防止に貢献する地域材の利用~国産材を使って減らそう CO2~

# (3) インターネットテキスト広告

○日本の農畜産業を守る(動植物検疫制度) (YOMIURI ONLINE)等7件

#### (4) 政府広報室ホームページ

「政府広報オンライン」お役立ち情報

(国の政策・施策・取組の中から、私たちの暮らし に身近な情報や役に立つ情報を掲載。)

○介護食品について

#### (5) 政府インターネットテレビ

「徳光&木佐の知りたいニッポン!」

(ゲストを招き、各種の話題や取組を分かりやすく 紹介)

○みつけよう!今、元気なムラの取組等2件

#### (6) インターネット動画

○日本の農畜産業を守る(動物検疫制度)

# (7) 音声広報 CD

「明日への声し

(政府の施策等を、分かりやすい内容にまとめて

- CD に収録したもので、点字図書館等へ配布。)
  - ○地球温暖化防止に貢献する地域材の利用等3件

## (8) 海外広報

[Highlighting JAPAN]

○和食について

# 第7節 行政情報システムの管理・ 運営

# 1 農林水産省行政情報システム

「農林水産省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画について」(平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定)に基づき、職員が業務上利用するパソコン、ファイルサーバ、電子メール、電子掲示板、インターネット接続等の諸機能を提供する「農林水産省行政情報システム」の運用・管理を行った。

また、増加するサイバー攻撃に対応するため、情報 セキュリティ対策の強化の取組を進めた。

# 2 農林水産省統合ネットワーク

「農林水産省情報ネットワーク(共通システム)最適化計画について」(平成18年3月17日行政情報化推進委員会決定)に基づき、平成21年度に省内4つのネットワーク(農林水産省WAN、農業農村整備情報ネットワーク、植物防疫所ネットワーク及び動物検疫所ネットワーク)を統合した「農林水産省統合ネットワーク」の運用・管理を行った。

# 第8節 情報セキュリティ対策の 推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議決定)等に基づき、農林水産省の情報セキュリティ関係規程を改正し、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図った。

# 第9節 食料安定供給特別会計

# 1 食料安定供給特別会計の概要

#### (1) 食料安定供給特別会計の設置

食料安定供給特別会計は、平成19年度から導入した 水田・畑作経営所得安定対策(平成25年度からは経営 所得安定対策)を軸とする食料安定供給施策を一体的 に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のための事業に係る経理を行うため、平成19年4月に「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)に基づき設置された。

平成26年4月1日に施行された「特別会計に関する 法律等の一部を改正する等の法律」(平成25年法律第 76号)により、食料安定供給特別会計に農業共済再保 険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計 が統合され、各特別会計内の勘定構成の合理化(統廃 合)等が図られた。

改正後の本特別会計は、食料の安定供給を図るために相互に関連付けられる、①農業経営安定事業(経営所得安定対策の交付金の交付等)、②食糧の需給及び価格の安定のために行う事業(備蓄米・外国産米麦の売買等)、③農業共済再保険事業等(自然災害等による農産物等の減収を保険の仕組みにより補塡)、④漁船再保険事業(漁船の座礁や拿捕等による損失を保険の仕組みにより補塡)、⑤漁業共済保険事業(異常な事象による漁獲減少等の損失を共済の仕組みにより補塡)、⑥国営土地改良事業(国営土地改良事業の工事等)に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して経理することを目的として設置している。

なお、国営土地改良勘定は、「土地改良法」(昭和24年法律第195号)に基づく国営土地改良事業等に関する経理を行うために設けられた国営土地改良事業特別会計が平成20年度より一般会計に統合されたことに伴い、平成10年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した事業のうち、平成19年度末までに工事が完了しなかった事業(未完了借入事業)について、全ての事業の工事が完了する年度までの経過措置として設置されている。

# 2 平成26年度予算の概要

# (1) 各勘定の概要

#### ア農業経営安定勘定

農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に 対する経営安定のための交付金の交付に関する法 律」(平成18年法律第88号)の規定に基づく交付金 の交付のために必要な経費を計上している。

# イ 食糧管理勘定

食糧管理勘定においては、「主要食糧の需給及び 価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号) に基づく米穀の備蓄の円滑な運営を図るための国内 米の買入れ・売渡し、輸入米の買入れ・売渡し、麦 の需給見通し及び「飼料需給安定法」(昭和27年法 律第356号)に規定する飼料需給計画に基づく輸入 食糧麦・輸入飼料の買入れ・売渡し等に必要な経費 を計上している。

国内米については買入数量50万 t、売却数量34万 t、輸入米については買入数量77万 t、売却数量79万 t、輸入食糧麦については買入数量515万 t、売却数量515万 t を見込んでいる。これらの買入及び売渡価格は、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上している。輸入飼料については小麦90万 t、大麦129万 t の売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費の財源に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

#### ウ農業共済再保険勘定

農業共済再保険勘定においては、「農業災害補償法」(昭和22年法律第185号)の規定に基づく農作物 共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施 設共済に関する再保険事業等に必要な経費を計上し ている。

#### 工 漁船再保険勘定

漁船再保険勘定においては、「漁船損害等補償法」 (昭和27年法律第28号)による普通保険、特殊保険 及び「漁船乗組員給与保険法」(昭和27年法律第212 号)による乗組員給与保険に関する再保険事業に必 要な経費を計上している。

# オ 漁業共済保険勘定

漁業共済保険勘定においては、「漁業災害補償法」 (昭和39年法律第158号)に基づき、中小漁業者の営む漁業につき異常の事象又は不慮の事故による損失を補塡するための漁業共済保険事業に必要な経費を計上している。

#### カ業務勘定

業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定に共通する事務人件費等の経費を計上している。

## キ 国営土地改良事業勘定

国営土地改良事業のうち未完了借入事業地区における、かんがい排水事業及び総合農地防災事業等に係る経理を取り扱い、その経理については、事業費のうち国及び受益者が負担する部分は一般会計からの繰入金等を充てており、道県が負担する部分は借入金を充てている。

#### (2) 各種助成等事業

# ア 農業経営安定事業

(ア) 農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金 (予算額:193,707,805千円)

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの 生産数量目標に従って生産を行う農業者に対し て、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分 に相当する交付金を直接交付する。

(イ) 農業経営安定事業収入減少影響緩和対策交付金 (予算額:74,855,106千円)

担い手の収入減少による農業経営への影響を緩和することを目的として、米、麦、大豆等の販売収入の合計額が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補塡するため、認定農業者等に対し交付金を交付する。

# (3) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の損益及び一般会計からの繰入れ

平成26年度の食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、 為替の直近の動向等を勘案したことに伴う輸入米麦の 買入費の増加等により、2,073億円の損失(前年度予 算比275億円の増加)になると見込まれた(勘定別の 損失の内訳は、食糧管理勘定2,071億円、業務勘定 2億円)。

この損失については、前年度からの調整資金繰越見 込額1,205億円に当年度の一般会計からの調整資金受 入額963億円を加えた2,168億円から充てることとし た。

この結果、26年度末の調整資金残高は、95億円と見 込んだ。

# 3 平成26年度決算の概要

#### (1) 農業経営安定事業

農業経営安定勘定においては、農業経営安定事業に 必要な経費として1.715億円を支出した。

# (2) 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業の決 算損益の整理

食糧管理勘定及び業務勘定の損益は、国内米の売買(50玄米万 t 買入、41玄米万 t 売却)、輸入米の売買(67 実(75玄米) 万 t 買入、62実(70玄米) 万 t 売却)、輸入食糧麦の売買(549万 t (大・はだか麦25万 t、小麦524万 t)の買入、549万 t (大・はだか麦25万 t、小麦524万 t)の売却)及び輸入飼料の売買(132万 t (大麦95万 t、小麦37万 t)の売却)に伴い発生した損失に、管理に要する所要額を加え、業務勘定の損失額を食糧管理勘定に移して整理した結果、965億円の損失となった(勘

定別の損失の内訳は、食糧管理勘定962億円、業務勘 定3億円)。

この損失については、前年度からの調整資金繰越額 1,848億円と当年度の一般会計からの調整資金受入額 963億円を加えた2,811億円を減額して整理した。

この結果、26年度末の調整資金残高は1.846億円と なった。

調整資金			(単位:億円)
前年度	本年度	本年度	残 高
繰 越	受 入	損 失	
1,848	963	$\triangle 965$	1,846

## (3)農業共済再保険事業等

農業共済再保険勘定においては、再保険金等の支払 に必要な経費として261億円、農業共済組合連合会等 交付金に必要な経費として149億円、家畜共済損害防 止事業に必要な経費として5億円支出した。

#### (4) 漁船再保険事業

漁船再保険勘定においては、漁船保険中央会交付金 に必要な経費として45億円、再保険金等の支払に必要 な経費として7億円を支出した。

#### (5) 漁業共済保険事業

漁業共済保険勘定においては、漁業共済組合連合会 交付金に必要な経費として50億円、保険金等の支払に 必要な経費として12億円を支出した。

# (6) 国営土地改良事業

国営土地改良事業勘定においては、土地改良事業に 必要な経費として243億円、土地改良事業工事諸費に 必要な経費として29億円、受託工事等に必要な経費と して2億円支出した。

# 表2 平成26年度食料安定供給特別会計歲入歲出総括 表

(単位:億円)

<歳	入>	
項	目	決算額
独立行政	法人納付金	246
食糧売払	代	4,083
輸入食糧	納付金	5
農業共済	再保険収入	724
漁船再保	険収入	115
漁業共済	保険収入	86
土地改良	事業費負担金等収入	116
積立金よ	り受入	_
借入金		34

受託工事費等受入	2
一般会計より受入	1,738
東日本大震災復興特別会計より受入	28
食糧証券収入	1,562
雑収入	492
前年度剰余金受入	1,770
純計額	11,001
他勘定より受入	865
(歳入合計)	11,866
<歳 出>	
項  目	決算額
農業経営安定事業費	1,715
食糧買入費	4,432
食糧管理費	298
農業共済再保険費及交付金	415
漁船再保険費及交付金	52
漁業共済保険費及交付金	62
事務取扱費	92
土地改良事業費	135
東日本大震災復興土地改良事業費	38
北海道土地改良事業費	59
離島土地改良事業費	12
土地改良事業工事諸費	29
受託工事費及換地清算金	2
一般会計へ繰入	62
国債整理基金特別会計へ繰入	1,508
予備費	_
純計額	8,911
他勘定へ繰入	865
(歳出合計)	9,776
(注) 単位未満四捨五入のため合計が合わた	ないことが
<b>あ</b> る	

ある。

## 食料・農業・農村の動向 第10節 に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政 府は、「平成26年度食料・農業・農村の動向」及び「平 成27年度食料・農業・農村施策」を平成27年5月26日 に閣議決定し、同日付けで第189回国会に提出した。

近年の食料・農業・農村をめぐる状況や今後の課題 について、データ、図表、事例等を交えつつ記述する ことで、食料・農業・農村に対する国民の関心と理解 が一層深まることを狙いとして作成した。

全体の構成としては、冒頭に、人口減少社会におけ

る農村の活性化について、「田園回帰」の動き等を踏まえ多くの事例を紹介するとともに、平成27年3月31日に閣議決定した新たな食料・農業・農村基本計画の概要について記述した。また、食料・農業・農村の動向として以下を記述した。

第1章「食料の安定供給の確保に向けた取組」:世界の食料需給と食料安全保障の確立に向けた取組、我が国の食料自給率の動向、食料消費の動向と食育の推進、食の安全と消費者の信頼確保、食品産業の動向、6次産業化等の推進、日本食・食文化の魅力発信と輸出の促進

第2章「強い農業の創造に向けた取組」:農業の構造改革の推進、農業生産基盤の整備・保全、生産・流通システムの革新、主要農畜産物の生産等の動向、主要農畜産物の生産等の動向、研究・技術開発の推進、環境保全を重視した農業生産の推進、農業を支える農業関連団体等

第3章「地域資源を活かした農村の振興」:農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮、鳥獣被害対策の推進、再生可能エネルギーの推進、都市と農村の共生・対流、都市農業の振興

第4章「東日本大震災からの復旧・復興」: 地震・ 津波による被害と復旧・復興に向けた取組、東京電力 株式会社福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復 興に向けた取組

# 第11節 スマート農業の実現に向 けた取組

ロボット技術やICTを活用して、超省力・高品質生産等を可能にする新たな農業(スマート農業)を実現するため、ロボット技術やICTを導入し生産性向上等のメリットを実証する取組や、ロボットを導入した技術体系の確立、低コスト化、安全性の確保など実用化・量産化に向けた取組を行った。

# 第12節 食料の安定供給の確保

## 1 食料自給率等の動向

#### (1) 食料自給率の動向

我が国の食料自給率は、カロリーベースにおいて、昭和40年度の73%から長期的に低下傾向で推移し、平成26年度は前年度と同率の39%となった。

一方、生産額ベースにおいても昭和40年度の86%から長期的に低下傾向であり、平成26年度は前年度から

1ポイント減少し64%となった。

#### (2) 食料消費の動向

我が国の食料消費は、高度経済成長期における所得水準の向上等を背景にして量的に拡大するとともにその内容も大きく変化してきた。具体的には、米の消費が減少する一方で、肉類、牛乳・乳製品、油脂類等の消費が増加してきた。

国民1人・1日当たり総供給熱量は、昭和35年度の2,291kcalから39年度に2,400kcal台、43年度に2,500kcal台へと速いテンポで増加したが、その後、増加傾向は緩やかになり平成8年度の2,670kcalをピークに、近年は減少傾向にある。平成26年度は、2,415kcal(対前年度10kcal減)となった。

たんぱく質、脂質、糖質による総供給熱量の割合 (PFC 供給熱量比率) は、昭和35年度には P:12.2%、F:11.4%、C:76.4%であった。その後、急速に脂質の割合が増加したが、健康志向の高まり等により平成19年度頃から減少傾向にある。平成26年度は、P:13.0%(対前年度増減なし)、F:29.4%(同0.8ポイント増)、C:57.6(同0.8ポイント減)となった。

なお、平成26年度の品目別の消費量(国民1人・1 日当たり供給純食料)についてみると、前年度と比べ、 野菜、肉類、油脂類等が増加し、米、果実、魚介類等 が減少した。

# (3) 食料自給率向上のための取組

食料自給率の向上を図るためには、生産面での取組 のみならず、消費面での取組が大切であり、国民が食 料自給率の向上の重要性を認識し、考え、行動を起こ すことが不可欠である。

このような取組を推進するために、平成20年10月に関係者が一体となって立ち上げた食料自給率向上に向けた「フード・アクション・ニッポン」の中で、政府の広報と連携して民間事業者独自の販売促進活動等を行っていただく取組を実施した。また、この一環として、観光分野や医療、福祉分野等と連携して国産農林水産物等の消費拡大を図る取組を新たに実施した。

これらの取組の結果、フード・アクション・ニッポンの趣旨に賛同し具体的な取組を進める企業・団体等(推進パートナー)は平成26年度末で8,662社と着実に増加している。

# 表3 食料自給率等

(平成26年度)

			(1/201/20)
供給熱量ベー スの総合食料	39	国産熱量	947kcal
自給率(%)		総供給熱量	2,415kcal

	生産額ベースの総合食料自給率(%)	64	食料の国内生産額 9.8兆円
			食料の国内消費仕向額 15.3兆円
	飼料自給率 (%)	27	

PFC 供給熱量比率 (%)	
P (たんぱく質)	13.0
F(脂質)	29.4
C(糖質)	57.6

	品目別自給率(%)	国民1人・1年当たり 供給純食料 (kg)
米	97	55.2
小麦	13	32.9
大豆	7	6.1
野菜	80	92.7
果実	43	34.9
肉類	55 (9)	30.2
鶏卵	95 (13)	16.7
牛乳・乳製品	63 (28)	89.6
魚介類	54	27.3

※()内は飼料自給率を考慮した値。

#### (4) 食料自給力指標の動向

平成27年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、我が国農林水産業が有する潜在生産能力をフル活用することにより得られる食料の供給熱量を示す指標として、食料自給力指標が初めて示された。食料自給力指標は近年低下傾向にあり、平成26年度の数値はパターンA(米、小麦、大豆を中心に作付け(栄養バランスを考慮))で1,478kcal/人・日、パターンB(米、小麦、大豆を中心に作付け)で1,853kcal/人・日、パターンC(いも類を中心に作付け(栄養バランスを考慮))で2,456kcal/人・日、パターンD(いも類を中心に作付け)で2,736kcal/人・日となった。パターンC及びDでは、1人・1日当たり推定エネルギー必要量2,146kcalを上回るが、パターンA及びBでは、それを下回る結果となった。

表 4 食料自給力指標

(平成26年度)

食料自給力指標 (kcal/人・日)	
農産物について、 再生利用可能な荒 廃農地においても 作付けする場合	農産物について、 現在の農地で作付 けする場合

パターンA (米・小麦・大豆 中心)(栄養バラ ンス考慮)	1,478	1,428
パターンB (米・小麦・大豆 中心)	1,853	1,803
パターンC (いも類中心) (栄養バランス考慮)	2,456	2,361
パターン D (いも類中心)	2,736	2,642

# 2 総合的な食料安全保障

食料の安定供給に関する様々なリスクが存在する中で、食料の安定供給を確保するため、主要な農林水産物の供給に影響を与える可能性のあるリスクを洗い出し、そのリスクごとの影響度、発生頻度、対応の必要性等について初めて分析、評価を行った。

また、不測の事態が発生した場合に備え、「緊急事態食料安全保障指針」(平成24年9月)に基づいた具体的な対応手順をとりまとめた。

さらに、食品のサプライチェーンにおける緊急時に備えた食料の安定供給の確保に資する取組の定着・強化をはかるため、食品産業事業者等における事業継続計画(BCP)や事業者間連携等の緊急時に備えた取組事例を、平成27年3月に「食品産業事業者における緊急時に備えた取組事例集」として取りまとめた。

#### 3 食料需給等の動向と見通し

国内外の食料需給動向に関する情報の収集・分析及び提供の一環として、世界の主要穀物等の需給動向を分析した「海外食料需給レポート(Monthly Report)」を毎月公表するとともに、食料供給に影響を与える構造的な要因等をまとめた「国際的な食料需給の動向と我が国への食料供給への影響」を平成26年8月より毎月公表した。また、10年後の世界の食料需給見通しを定量的に予測・分析した「2022年における世界の食料需給見通し」に我が国の農産物貿易の動向などを加え、総合的に分析した「海外食料需給レポート2013(年報)」を平成26年8月に公表した。上記の取組に加え、平成26年10月に公式フェイスブック「海外食料需給インフォメーション」の運営を開始し、以降、週2~3回の頻度で記事を投稿し、世界各国の穀物等の生育状況や作柄、食料事情等を写真や動画で紹介した。

# 第13節 環境政策の推進

# 1 農林水産分野における地球温暖化対策の 推進

IPCC(IntergovernmentalPanelonClimateChange: 気候変動に関する政府間パネル)の報告書によれば、地球温暖化は加速的に進行しており、農林水産業にも深刻な影響が生じると予測されている。我が国においても、一部の農作物で高温障害等の発生が問題となっていることから、地球温暖化防止策と合わせて、適応策についても推進する必要がある。

さらに、世界全体での地球温暖化対策の推進に資するためには、我が国の温暖化対策技術を活用し、国際協力を図る必要がある。

このため、農林水産省では、平成20年7月に改定した「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」に基づき、

- ① 地球温暖化防止策 (森林吸収源対策や農林水産 分野の排出削減対策等)
- ② 地球温暖化適応策(品種の開発や栽培体系の見 直し等)
- ③ 農林水産分野での国際協力(地球温暖化防止策 及び適応策の技術を活用した国際協力)

に取り組んだ。

このような中、平成26年12月、ベルーのリマで開催された気候変動枠組条約第20回締約国会議(COP20)において、2020年以降の枠組みについて、各国が自主的に提出する約束草案を平成27年末のCOP21の前に示すこととしたCOP19の決定が再確認されるとともに、各国が約束草案を提出する際に含めるべき情報等が決定された。

我が国の約束草案については、平成26年10月以降、中央環境審議会地球環境部会2020年以降の地球温暖化対策検討小委員会・産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会約束草案検討ワーキンググループの合同専門家会合において検討を行った。また、地球温暖化等の気候変動による影響への対処の観点から、政府全体の適応計画を平成27年夏頃を目途に策定することとなり、これに対応して農林水産省では、平成26年4月に「農林水産省気候変動適応計画推進本部」を設置し、農林水産分野の適応計画について検討を行った。

平成25年度から開始した省エネ設備の導入等による CO2の排出削減量や適切な森林管理による CO2の吸収量をクレジットとして認証する「J-クレジット制度」 (所管官庁:経済産業省、環境省、農林水産省) の普及・促進を行った。

# 2 農林水産分野における生物多様性保全の 推進

「農林水産省生物多様性戦略」(平成24年2月)の方針に基づき、引き続き田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進した。

生物多様性保全のいくつかの先進事例を対象として その価値を経済的に把握し、これを基に農林水産業者 と企業等が経済的連携関係を構築するための手法につ いて取りまとめた手引きとパンフレットをホームペー ジにおいて公表するとともに配布した。

平成26年10月には、生物多様性条約第12回締約国会議が韓国の平昌で開催され、愛知目標達成状況の中間評価が報告され、愛知目標達成のための関連決議を「平昌ロードマップ」と総称することが合意された。期間中の展示イベントにおいては、我が国の農林水産業の生物多様性に関する取組のPRを行った。

我が国の育種・研究開発等における海外植物遺伝資源の利用推進を図るため、遺伝資源保有国の法制度等の情報収集及び国内利用者への情報提供や平成25年10月に加盟した「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」の締約国としての拠出等を行った。

さらに、生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10) で採択された遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の締結や、カルタへナ議定書第5回締約国会議(平成22年10月)で採択された遺伝子組換え生物の国境を越える移動により、生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた場合の「責任及び救済」措置等を定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」の締結に向けて国内制度等の検討を行った。

# 3 東日本大震災の発生に伴う除染・廃棄物 対策

# (1) 放射性物質汚染への対応

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」及び同法に基づき策定された基本方針を踏まえ、汚染廃棄物の処理や除染については環境省を中心とした取組が実施されたが、農林水産省としても、農林業系廃棄物の現地での一時保管の推進や除染の実

証事業、研究開発を実施したほか、仮置場の用地確保 に当たっては、国有林野の提供要請に応じるなど積極 的に取り組んだ。

平成26年8月には、復興庁と環境省を中心とした第3回除染・復興加速のためのタスクフォースが開催され、除染と復興の同時達成を加速させるための方策を検討した。農林水産省からは、「農地除染の新技術とため池の放射性物質対策技術」、「大柿ダムにおける除染と復旧工事の一体的施工」、「農地の除染と農業生産性向上の同時達成」及び「森林の放射性物質対策と林業の再生のための方策」について検討報告を行い、引き続き関係機関と連携して除染と復興を一体的に取り組んでいくこととした。

また、平成27年3月に農林水産省は、ため池の効果 的かつ効率的な放射性物質対策に資するため、「ため 池の放射性物質対策技術マニュアル」を取りまとめ公 表した。

なお、国直轄で除染を実施する除染特別地域内における農地及び森林の除染については、平成26年7月に 双葉町の除染実施計画が策定されるとともに、既に平成25年度までに除染が完了した4市町村(田村市、川内村、楢葉町及び大熊町)を除く7市町村(葛尾村、川俣町、飯舘村、南相馬市、浪江町、富岡町及び双葉町)において、本格除染が進められた。

# (2) 災害廃棄物への対応

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理を政府 一丸となって進めるため、平成24年度までに計5回に わたる災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合 が開催された。

同会合において、災害廃棄物の再生利用に関しては、 農林水産省、国土交通省、環境省が実施する直轄工事 のうちコンクリートを主要工種に含む工事において、 災害廃棄物を原料としたセメントを使用する企業を総 合落札方式において加点評価する取組を行うことが決 定され、前年度に引き続き、平成26年度においても取 組を実施した。

# 第14節 農林水產政策研究

# 1 研究の推進状況

農林水産政策研究所は、農林水産政策に関する総合的な調査及び研究を行うことを使命としており、政策上の重要課題や政策展開の方向に対応して、的確かつ効率的に政策研究を進めている。近年の農林水産業、農林水産政策をめぐる諸情勢の変化に機動的に対応す

るため、平成19年度に正式導入した領域・チーム制の もとで、平成26年度においても引き続き、行政部局と 連携をとりつつ研究を推進した。また、平成21年度か ら開始した大学等外部に公募する委託研究のスキーム を引き続き実施した。

# 2 主要政策研究実施課題

#### (1) プロジェクト研究

重点的な政策研究課題として以下のプロジェクト研究を実施した。

- ア 主要国の農業戦略等に関する研究(平成25~27年 度)
- イ 安定的かつ効率的な食料供給システムの構築に関する研究(平成26~28年度)
- ウ 農業・農村の新たな機能・価値に関する研究(平成25~27年度)
- エ 被災地域の復興過程等の分析による農山漁村の維持・再生に関する研究(平成24~26年度)

#### (2) 行政対応特別研究

行政部局からの具体的な要請に対応して以下の政策 研究を実施した。

ア 農業法人の設立・発展過程に関する実証的研究

## (3) 所内プロジェクト研究

研究所の専門性及び知見を活かした基礎的・先導的 研究として以下の政策研究を実施した。

ア 6次産業化に関する研究

## (4) 農林水産政策科学研究委託事業(委託研究)

外部の研究者の幅広い知見を活用して行う研究として以下のテーマで公募、採択して実施した。

- ア 農産物・食品の有する多様な機能・効用を効果的 に発揮し需要を喚起する、医食農の連携等を通じた 新たな生産・流通・消費システムを構築するための 体系的な政策展開の方法に関する研究
- イ 独創的な農文化システムが維持されている地域 を、文化、景観、生物多様性等の多角的な側面から 総合的に評価する手法の開発とこれらの維持・保全 等を推進するための方策に関する研究
- ウ 海外における食品廃棄物の発生メカニズムの解明 とその削減方策に関する研究
- エ 農林水産・食品分野における知的財産の海外流出 の実態と経済波及効果に関する研究

#### 3 研 究 交 流

# (1) 客員研究員

農林水産政策研究所は、毎年外部の研究者を客員研 究員として任命し、その専門的知見により研究の推進 に有益な助言を得るようにしている。平成26年度は、総合的な視点からの助言を依頼する客員研究員(総合)及び個別特定分野ごとの客員研究員として18名を任命し、専門的立場からの助言を依頼した。さらに、政策研究機関としての現場主義の徹底に向け、2名の地方在住者を客員研究員(地域)として任命し、定点観測やフォローアップ調査等を依頼した。

## (2) 外国人招へい

農林水産政策研究所は、毎年海外の著名な研究者等を招へいし、当研究所の研究者との研究交流、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。平成26年度の主な取組は以下のとおり。

- ア 米国農務省より首席経済官室のエコノミストを招 へいし、セミナー「アメリカ農業法、農業政策、通 商政策等について」を開催した。(平成26年10月)
- イ 世界銀行より研究者を招へいし、セミナー「世界 経済のリスクとコモディティ市場~エネルギー、貴 金属、農産物~」を開催した。(平成26年11月)
- ウ ドイツより農村振興政策の専門家を招へいし、シンポジウム「農村におけるイノベーションを担う人材とその育成~EU・韓国・日本の動き~」を開催した。(平成27年3月)
- エ デンマークより農業普及に関わる民間アドバイ ザーを招へいし、セミナー「デンマークの最先端農業と普及システム」を開催した。(平成27年3月)

# 4 研 究 成 果

農林水産政策研究所では、研究成果をホームページ に掲載するとともに刊行物とし配布した。

#### (1) 機関誌等

ア 農林水産政策研究所レビュー

所の研究活動全般を広く一般に知らせる広報誌と して No.59 (平成26年5月発行) ~No.64 (平成27 年3月発行)を刊行した。

#### イ 農林水産政策研究

研究成果の原著論文(論文、研究ノート、調査・資料、書評)を掲載する学術的資料として不定期に刊行している。本年度は第22号(平成26年7月発行)、第23号(平成26年12月発行)、第24号(平成27年3月発行)を刊行した。

#### (2) 研究資料

研究実施課題に沿い実施された研究成果を取りまとめた研究資料として、本年度は以下を刊行した。

ア プロジェクト研究 [主要国農業戦略] 研究資料 第1号(平成26年3月発行)平成25年度カントリー レポート 中国、タイ、インド、ロシア 第2号(平成26年3月発行)平成25年度カントリーレポート EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

第3号(平成26年3月発行)平成25年度カントリーレポート アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ 第4号(平成27年3月発行)平成26年度カントリーレポート タイ, オーストラリア, 中国

イ [6次産業化研究]研究資料

第1号(平成26年12月発行)農村イノベーション のための人材と組織の育成:海外と日本の動き

第2号(平成27年1月発行)6次産業化の論理と 展開方向-バリューチェーンの構築とイノベーションの促進-

ウ 農村活性化プロジェクト研究資料

第6号(平成27年3月発行)子供農山漁村宿泊体験の現状と課題 - 宿泊体験受入者の意向調査及び実態調査結果 -

- エ 農村再生プロジェクト (集落再生) 研究資料 (平成27年3月発行) 農村の再生・活性化に向け た新たな取組の現状と課題 - 平成24~26年度「農村 集落の維持・再生に関する研究」報告書 -
- オ 温暖化プロジェクト研究資料

第2号(平成26年4月発行)バイオエネルギーの 活用とその評価